

平成 28 年度
公益法人の会計に関する諸課題の
検討の整理について

平成 29 年 6 月 9 日
内閣府 公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会

はじめに

公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という）は、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応する観点から、公益法人の会計の諸課題について検討するため、平成 25 年 8 月以降、内閣府公益認定等委員会の下に開催されている。

平成 25 年度から平成 26 年度にかけては、新公益法人制度の施行以来、初めて新制度の下で会計上の課題を洗い出して検討を行い、制度運用の弾力化や財務三基準の解釈・適用の明確化など広範な課題について検討結果を取りまとめた。平成 27 年度においては、平成 20 年の公益法人会計基準（平成 20 年 4 月 11 日 内閣府公益認定等委員会）の制定後に設定・改正された様々な企業会計基準の公益法人会計への適用の可否について、日本公認会計士協会の協力も得ながら検討し、結果を取りまとめた。

平成 28 年度においては、新制度への移行がほぼ完了し、新制度の下での運用が積み重ねられる中、

- i) 社会経済情勢の変化や法人の実情に応じ、運用の点検や見直しを行うとともに、法人の負担軽減を図るべきではないか
 - ii) 法人にとってより分かりやすいものとなるよう、工夫すべきではないか
 - iii) 運用に係る問題点も顕在化しており、その是正を図るべきではないか
- といった観点から、実務上生じている諸々の課題について検討を行った。

今回の検討においては、法人にとって煩雑で分かりづらいとの指摘がある公益目的取得財産残額の算定方法や、定期提出書類上の剰余金発生理由・解消計画の記載方法など、法人実務上、改善や明示が求められる点については一定の結論を得た。一方、当初の想定より論点が多岐にわたった特定費用準備資金の運用や遊休財産額算定上の控除対象財産の取扱いについては、より慎重かつ掘り下げた議論が必要との認識で一致し、今後も引き続き検討課題として残すこととした。

このような内容となる今回の報告は、これまでの 2 回の報告とは異なり、公益法人会計基準及び公益法人会計基準の運用指針（平成 20 年 4 月 11 日 内閣府公益認定等委員会）を補完するものとの位置づけではないが、今回の研究会における多岐にわたる議論を踏まえ、今後さらに検討を重ね、論点や事実関係が整理できれば、法人運営の実務にも貢献するものと考えている。

公益法人会計は、公益法人が国民や関係者の理解を得て公益目的事業を適切に実施していくために必要なインフラである。環境の変化等に合わせてよりよいものとしていくため、今後とも、専門的な見地から、会計上の諸課題について検討・提言に取り組んでまいりたい。

目 次

1. 公益目的取得財産残額の算定方法の検討.....	1
2. 定期提出書類上の記載内容の明確化（剰余金の発生理 由・解消計画の記載例等）	3
3. 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保	4
4. 異常値の発生への対応.....	4
5. 特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の 際に控除される財産の明確化.....	5
【別添 1】 別表 H と財務諸表等との関係	
【別添 2】 剰余金の発生理由・解消計画の記載上の留意事項と記載例等	
【別添 3】 公益法人会計基準、公益法人会計基準注解及び公益法人会計基準の運用指針	
【別添 4】 FAQ 早見表（V・VI）	
【参考】 別表 H 簡便版による算出のイメージ例	

1. 公益目的取得財産残額の算定方法の検討

公益法人の財産には、公益目的事業が実施されることを期待した国民からの寄附等により、取得、形成されたものが含まれており、公益認定を取り消された場合にも、当該財産が類似の公益的な活動に使用し、処分されることが、寄附者等の意思に沿うところである。

このため、公益認定法第30条において、公益法人が公益認定の取消しを受けた場合（又は公益法人が合併により消滅し公益法人以外の法人がその権利義務を承継する場合）には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を定款で定めた類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与しなければならないとされており、公益法人は、公益認定法施行規則第48条に基づき、毎事業年度、この公益目的取得財産残額を算定しなければならないが、定期提出書類として別表Hを作成することとなっている。

この仕組みは、公益認定の取消し等が行われた場合に、公益目的取得財産残額を過去に遡って正確に計算することは困難であるため、毎事業年度計算を行い、仮に公益認定の取消し等が行われた際には直近の事業年度末日における公益目的取得財産残額を基に一定の調整を行うことにより、容易に贈与すべき公益目的取得財産残額を確定できるようにするものである。

このように、毎年度、公益目的取得財産残額を算定し報告することについては、一定の理由があるものの、別表Hについては、法人において、当初より、作成の仕方や財務諸表との関係が分かりづらい等の意見が多くあった。

このため、別表Hについて、法人の実務負担を軽減する観点から、もう少し簡便な方法で作成できないか、会計的見地から見直しの検討を行った。

まず、公益目的取得財産残額については、公益法人が取得した全ての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除いた残高である。

したがって、公益目的取得財産残額は、基本的には、公益目的保有財産を含む公益目的事業財産の残額に相当し、公益目的事業会計に区分される財産の額に相当すると考えられる。

このことから、現行の別表Hに代わる算出方法として、公益目的事業会計区分の正味財産期末残高を基本として調整する方法と、公益目的事業会計の正味財産増減額を用いて算出する方法が考えられるところであるが、前者については、そもそも正味財産増減計算書内訳表において公益目的事業会計の正味財産期末残高を区分していない法人が存在することから、全ての法人を対象とした改善策とはならない。このため、今回は後者について検討することとした。

毎年度の公益目的取得財産残額の増減は、毎年度の公益目的事業会計の正味財産増減額と概ね一致すると考えられることから、現行の法令を前提に、

$$\begin{aligned} \text{公益目的取得財産残額} &= \text{前年度の公益目的取得財産残額} \\ &+ \text{公益目的事業会計の当年度の正味財産増減額（一般＋指定）} \\ &\pm \alpha \text{（調整項目：別表Hで算出する場合との差）} \end{aligned}$$

として、 $\pm \alpha$ （調整項目）に実態上どのような項目があり、別表Hで算出する場合と比べどのような差異が生じるのかについて検討を行った。

別表Hに掲げられている法令で定める公益目的取得財産残額の算定の要素と正味財産増減計算書内訳表との関係をモデル的に表すと、【別添1】のように整理され、正味財産増減計算書（公益目的事業会計）の各勘定科目は、別表Hの各要素に概ね対応する。

ただし、

- ・ 別表Hの公益目的取得財産残額の計算においては、時価評価方式を採用している場合の投資有価証券の時価評価損益を含めない（①）
- ・ 他の公益法人を合併により承継した場合、別表Hにおいて公益目的取得財産残額に算入するのは、当該他の公益法人の公益目的取得財産残額である（11欄、②）
- ・ 別表Hの「認定等の日以前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額」（12欄）については、正味財産増減計算書には計上されない（③）
- ・ 別表Hの「他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額」（18欄）については、公益目的事業会計以外の会計（法人会計等）からの寄附であり、正味財産増減計算書（公益目的事業会計）に計上されない（④）

ことから、正味財産増減額と差が生じる。

さらに、公益目的保有財産を公益目的保有財産以外の財産とした場合には、当該公益目的保有財産の額に相当する財産を公益目的事業財産とすることとされており（公益認定法施行規則第26条第5号）、別表Hと正味財産増減計算書に差が生じる場合が考えられる（⑤）。

以上のような結果を踏まえ、 $\pm \alpha$ （調整項目）として必要な項目は、①時価評価方式を採用している場合の投資有価証券の時価評価損益、②他の公益法人と合併した場合の財産受入額と当該他の公益法人の公益目的取得財産残額との差（正味財産増減計算書の公益目的事業会計に計上される場合）、③公益認定以前に取得した不可欠特定財産を改良した場合の当該改良に要した額、④他の公益法人に公益目的事業会計以外の会計から寄附を行った場合の当該寄附の額、⑤公益目的保有財産を公益目的保有財産以外の財産とした場合の当該財産の額、などであることが判明した。

しかしながら、これらの調整項目のうち、①以外の事例が生じる場合は限定的と考えられるほか、 $\pm\alpha$ （調整項目）による調整を要する場合にも、その場合にのみ必要な係数調整を行うこととすれば、別表Hの公益目的取得財産残額と相違することはない。

このため、公益目的取得財産残額については、多くの場合、法人が作成している正味財産増減計算書を用いることで、より簡便に算定することができ、これにより法人の事務負担を大幅に軽減するとともに、計算上の誤りを減らすことが可能であると思われる（算出のイメージ例については別添の【参考】を参照）。

したがって、研究会としては、今後はこの方向に沿って、行政庁において、法人側のニーズも踏まえながら、正確な公益目的取得財産残額の算出が可能か、法人の負担軽減につながるかなどといった観点から、別表Hの代替として使用できる簡便な算出表（簡便版）の作成を目指して、具体案の策定の検討が早急に進められることを期待する。

なお、簡便版が出来た場合においても、公益認定を受けて初めての年度や簡便版に拠ることができない場合等のために、別表Hは存続するものと考えられる。

公益目的取得財産残額の算定については、今後とも「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）」（以下「FAQ」という）等によって、その計算方法を分かりやすく解説することが重要である。

2. 定期提出書類上の記載内容の明確化（剰余金の発生理由・解消計画の記載例等）

収支相償に関する定期提出書類の別表Aにおいて、剰余金の発生原因や解消計画の記載を自由様式で求めているが、法人側からは、どの程度記載したらよいのか分からないとの意見が聞かれる。このため、法人の事務負担軽減等の観点から、記載要領や具体的な記載例を示すことについて検討を行った。

特に、剰余金の発生理由（第一段階、第二段階）及び解消計画の記載について、理解が不十分と思われる法人が相当数見受けられ、また、法人によって記載の程度に差があるため、この点を中心に、記載の留意事項と基本的な記載例を示すこととした【別添2】。

留意事項と記載例については、今後、FAQ及び定期提出書類の手引き等の修正・追加を行った上で、周知徹底を図ることが必要である。

なお、発生理由・解消計画の記載内容については、法人の規模や事業内容等

によっても相違すると思われる。今回は基本的な記載例を示そうとするものであり、個別具体のケースに応じた記載例については、今後の検討事項としたい。

3. 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保

(1) 公益法人会計基準、公益法人会計基準注解及び公益法人会計基準の運用指針の一覧性の向上

公益法人会計基準（以下「会計基準」という）及び会計基準注解（以下「注解」という）並びに公益法人会計基準の運用指針（以下「運用指針」という）について、これらの関連性の明確化、体系化及び一覧性の向上を図り、もって公益法人関係者の理解を深めることを目的として、これらの統合版を作成することとした【別添3】。

(2) FAQと公益法人会計基準等との整合性の確保

FAQのうち、会計に関する問V及び問VIについて、利用者の利便性を向上させるため、その根拠となる会計基準・注解・運用指針（以下「会計基準等」という）を明示し、会計基準等との記載の整合性を図ることが望ましい。

このため、本研究会においては、FAQのポイントや各質問内容と会計基準等との関係が理解しやすくなるよう、質問ごとに根拠となる会計基準等及び公益認定等ガイドラインを明示した「FAQ早見表」を作成することとした【別添4】。

4. 異常値の発生への対応

特定の年度の公益目的事業費の大部分を特定費用準備資金の取崩しによって賄う場合に公益目的事業比率の公益認定基準を満たさなくなってしまうケースがあるということを踏まえ、これに対して何らかの対応が必要かどうかについて、検討を行った。

しかしながら、現時点ではこうした事案は極めて少なく、かつ、当該事例では法人固有の特殊な事情が影響している面もあることから、現段階において何らかの対応を行うとの結論には至らなかった。

いずれにしても、公益目的事業比率算定上、特定費用準備資金については、積み立てる額は費用に算入される一方、取り崩す額については費用から控除さ

れる仕組みであるということを各法人が十分に認識して、適切に活用していくことが必要である。

5. 特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化

公益法人は、税制優遇を受けて公益目的に資する事業を行う社会的存在であることから、公益法人制度においては、公益目的事業に係る収入と公益目的事業に要する費用の均衡及び遊休財産の保有制限等の財務に関する規律が設けられている。このような制度の趣旨の下、公益目的事業の適切な実施のために必要な一定の資金を積み立て・保有することができるよう、特定費用準備資金及び遊休財産額算定の際に控除される財産の仕組みが設けられており、公益法人が国民の信頼を得てその活動を行っていくためには、これらの仕組みの適切な運用が求められている。

特定費用準備資金については、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用のために保有する資金であり、対象となる活動の内容及び時期が具体的に見込まれ、積立限度額が合理的に算定されること等が必要である。同資金については、法人の安定的・継続的な事業の実施の観点から、内閣府認定の約2,400法人中、20%程度の法人において活用されているところである（平成28年12月時点）。

将来の収支の変動に備えて法人が積み立てる資金（基金）についても、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動見込みや限度額の見積もりが可能であるなどの要件を充たす限りで特定費用準備資金を用いることができることとされており、この点はFAQにおいて明示されているところである。

しかしながら、実際には、どのような場合であれば認められるのかについて、法人の側からは分かりにくいとの指摘もある。このため、より多くの法人に活用を促すためにどのような場面・条件が整えば認められるのかを明確化すること等について、所要の検討を行うこととした。

また、遊休財産については、現行の制度上、公益法人が保有する財産が公益目的事業に使用されずに法人内部に過大に蓄積されることがないように、一定の制限を設けるとともに、公益目的事業の実施のために計画的に資金等を保有することができる（控除対象財産）とされている（参考）。しかしながら、法人によって控除対象財産への繰入れの考え方が様々となっており、法人によって

は金融資産の運用益が控除対象財産として積み上がり、結果として、その財産が公益目的事業に使用されず、かつ、引き続きその使用が見込まれないといった状態にあるものも散見される場所である。

このため、控除対象財産の趣旨や内容を明確化すること等により、法人により様々となっている各財産への繰入れ実態の是正を図ることができないか、所要の検討を行うこととした。

(参考) 控除対象財産

公益認定法施行規則第 22 条第 3 項第 1～6 号の財産

1号財産：公益目的保有財産（継続して公益目的事業のために使用する固定資産）

2号財産：公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

3号財産：資産取得資金（特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金）

4号財産：特定費用準備資金（将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用のために保有する資金）

5号財産：寄附等によって受け入れた財産で交付者の定めた用途に従って使用・保有する財産

6号財産：寄附等によって受け入れた財産で交付者の定めた用途に充てるために保有する資金

まず、将来の収支の変動に備えて法人が積み立てる資金（基金）を特定費用準備資金として保有することについては、将来の支出の確実性を担保する観点から、従前と同様に、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動見込みや限度額の見積もりが可能であるなどの要件を充たす限りで、有効に活用されるべきである。この際に、どのような条件等が整えば当該要件に合致するかについて統一的なメルクマールを設定することは困難であり、具体的な事例を提示して参考に資することが有効であると考えられる。加えて、このような特定費用準備資金を新たに定義し直し、その具体的要件を定めることについても、同様に困難である。

このため、これらの点については、事例の蓄積・提示に努めることとするとともに、後述する遊休財産に係る問題と併せ、特定費用準備資金のあり方として検討を深めることとした。

次に、遊休財産に係る控除対象財産の処理に関し、いわゆる「6号財産」等に金融資産の運用益が積み上がり、公益目的事業に使われない又はそのおそれがある事例があるが、控除対象財産の趣旨を踏まえれば、そうした実態は是正されることが望ましい。

ただし、これまでは、金融資産の運用益については、寄附者の意思により用途が指定される（指定正味財産となる）場合もあると整理され、その結果、当該運用益が6号財産に繰り入れられてきた状況にある。

上記のような実態を是正するためには、まずは具体的な事例の提示や分かり

易い表の作成等により、各控除対象財産の趣旨や内容を明確化し、法人の理解を醸成することから始めるべきである。加えて、今後、公益目的事業に係る収入と公益目的事業に要する費用の均衡及び遊休財産の保有制限等を定めた制度の趣旨を徹底する観点から、控除対象財産として、一定の時期に特定の公益目的事業へ支出することが求められる特定費用準備資金をより活用することにより、資金が公益目的事業に使われることを担保することが考えられる。この場合の特定費用準備資金の活用に関し、その条件等がどのようなものであるべきかについては、更なる検討が必要である。また、公益目的事業に使われるべき財産を法人が自覚の下に適切に管理し、公益目的事業に着実かつ計画的に充てていくために必要となる法人のガバナンスの在り方についても合わせて考えていく必要がある。

いずれにしても、このような控除対象財産に係る課題については、将来の収支の変動に備えて積み立てる特定費用準備資金に係る課題とあわせ、引き続き、検討を進める必要がある。

以 上

別表 H と財務諸表等との関係

【別添 1】

1. 公益目的増減差額

欄	項目	摘要
1	当該事業年度末日の公益目的増減差額 (2 欄+14 欄-20 欄)	

2	前事業年度の末日の公益目的増減差額	
---	-------------------	--

欄	項目	財務諸表 (正味財産増減計算書内訳表 公益目的事業会計)	摘要	
当事業年度に増加した公益目的事業財産 損益計算書 (公益目的事業会計) 上の数値 その他の数値	3	寄附を受けた財産の額	I 一般正味財産増減の部 1. 経常増減の部 (1) 経常収益 基本財産運用益 特定資産運用益 受取入会金 受取会費 事業収益 受取補助金等 受取負担金 受取寄附金 雑収益 基本財産評価損益等 (+) 特定資産評価損益等 (+) 投資有価証券評価損益等 (+) 2. 経常外増減の部 (1) 経常外収益 固定資産売却益 固定資産受贈益 合併による財産受入益 他会計振替額 II 指定正味財産増減の部 受取補助金等・受取負担金 受取寄附金 固定資産受贈益 基本財産評価益 特定資産評価益 一般正味財産への振替額	※ 1 指定正味財産からの振替額は除く
	4	交付を受けた補助金等		※ 2 評価益と売却益のうち、売却益のみ 8 欄に記載する
	5	公益目的事業に係る対価収入		※ 3 10 欄は、二重計上排除のための調整額
	6	収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額		※ 4 11 欄は、*P L 上に「合併による財産受入益」が計上されている場合には、これを他の公益法人より継承した公益目的取得財産残額から除いて記載する
	7	社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記載】		※ 5 12 欄は、*P L に計上されない
	8	公益目的保有財産の運用益等 (5 欄に算入した額を除く)		※ 6 収益事業等会計からは 6 欄、法人会計からは 13 欄
	9	公益目的事業に係る引当金の取崩額		※ 7 当年度発生額を記載する
	10	公益目的保有財産に係る調整額 (22 欄-21 欄) (マイナスの場合は零)		※ 8 別表 H に含めない
	11	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額		
	12	認定等の日以前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額		
	13	3 欄~12 欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となつた額		
	14	当年度に増加した公益目的事業財産の合計額 (3 欄~13 欄の合計)		

2. 公益目的保有財産

21	当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額 (別表 C(2) A)	貸借対照表上、特定資産	
----	-------------------------------------------	-------------	--

3. 公益目的取得財産残額

24	当該事業年度末日における公益目的取得財産残額 (1 欄+21 欄)		
----	-----------------------------------	--	--

* P L : 正味財産増減計算書

	欄	項目	財務諸表（正味財産増減計算書内訳表 公益目的事業会計）	摘要	
当該事業年度の公益目的事業費等	損益計算書（公益目的事業会計）上の数値	15 公益目的事業費の額（財産の評価損等の調整後の額）	I 一般正味財産増減の部 1. 経常増減の部 (2) 経常費用 事業費 …… 経常費用計 基本財産評価損益等（－） 特定資産評価損益等（－） 投資有価証券評価損益等（－） } ※9 2. 経常外増減の部 (2) 経常外費用 固定資産売却損 固定資産減損損失 災害損失 固定資産譲渡損 II 指定正味財産増減の部 基本財産評価損 } ※12 特定資産評価損	※9 評価損と売却損のうち、売却損のみ 16 欄に記載する	
		16 15 欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額			※10 他の公益法人に公益目的事業会計以外（法人会計等）から寄附を行った場合に記載
		17 15 欄、16 欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額			※11 19 欄は、二重計上排除のための調整額
		18 ※10 15 欄～17 欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額			※12 別表 H に含めない
	その他の数値	19 ※11 公益目的保有財産に係る調整額（21 欄-22 欄）（マイナスの場合は零）			
	20	当該事業年度の公益目的事業費等の合計（15 欄～19 欄の合計）			

【参考数値】

欄	項目		
22	前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額		
23	うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額		

以上

剰余金の発生理由・解消計画の記載上の留意事項と記載例等

1. ポイントごとの記載上の留意事項

【第一段階（公益目的事業の収支相償）】

「第一段階の判定」欄にプラスの事業がある場合、「理由：」欄に発生理由、「計画：」欄に当該事業に関する翌年度の事業拡大の計画等を記入する。

（記載上の留意事項）

- ・ プラスの事業が複数ある場合には、それぞれの事業ごとに発生理由と解消計画を記載することに留意すること。
- ・ ひとつの公益目的事業（「公1」）のみを実施している法人については、第二段階のみの判定とすること。
 - 公1のみであれば、収益事業を行っている場合も第二段階のみの判定となる。
- ・ プラスの発生原因と解消計画については、収益・費用により説明すること。
- ・ 発生原因については、当初の収支予算からの収益・費用の増減要因での説明も可能である。

前年度の事業報告で「第一段階の判定」にプラスの事業がある場合には、その金額を当年度の経常収益計欄に加算し、前年度の事業報告で記載した解消計画について、その実績と具体的な資金使途を説明した書類（様式自由）を添付すること。

（記載上の留意事項）

- ・ 前年度のプラスの解消実績についても事業ごとに説明すること。
- ・ 第一段階では、事業の拡大や収益の減少により解消の説明を行うこととなるため、前年度のプラスは、全額が当年度の経常収益に加算される。

【第二段階（公益目的事業会計全体の収支相償判定）】

第二段階において、剰余金が生じる場合には、その剰余金相当額を公益目的の保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的の保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければならない。法人における剰余金の扱いの計画等を記載すること。

（記載上の留意事項）

- ・ 第二段階においても、第一段階同様に剰余金の発生原因を記載すること。
- ・ 発生した剰余金が翌年度の事業計画等における解消計画で適切に費消できないことについて特別の事情や合理的な理由がある場合、その事情や理由を記載するとともに、剰余金の解消計画立案のための検討スケジュールを具体的に示すこと（必要に応じて書類（様式自由）を添付）。
→ 詳細については、「3. 収支相償の剰余金解消計画を1年延長する扱い（FAQ問V - 2 - ⑥）」の留意事項と記載例を参照のこと。
- ・ 剰余金の解消計画の内容が、将来の公益目的事業の拡大なのか、当年度の公益目的の保有財産の取得なのか、資産取得資金の積み立てなのかを明確に記載すること。
- ・ 当年度の資産取得資金の積み立てで解消の説明を行う場合には、対応する貸借対照表上の特定資産を示すこと。

前年度の事業報告で「※第二段階における剰余金の扱い」欄において、剰余金を翌年度以降の活動等に充てる旨の記載をしている場合は、その実績と具体的な資金用途を説明した書類（様式自由）を添付すること。

（記載上の留意事項）

- ・ 以下の金額は、「第一段階の経常収益計と経常費用計」の収入（7欄）に加算されることになる。
 - ① 前年度の剰余金のうち、事業拡大等により解消するとした場合の剰余金相当額（第一段階での経常収益に加算されている額を控除した額）
 - ② 前年度以前の剰余金相当額を公益目的の保有財産に係る資産取得、

改良に充てるための資金に繰入れた場合で当該資金を目的外に取り崩した場合の金額

2. 基本的な記載例

- ・ 記載例－1 <剰余金が当年度のみの場合の記載例> (第二段階を想定)

剰余金100はすべて当年度に発生したもので、発生理由は、収支予算に比較して………ことによる。
剰余金のうち、50は当年度に公益目的保有財産として備品を購入した。貸借対照表上、その他固定資産に計上している。
30は翌年度に公益目的保有財産として車両を取得するため、資産取得資金として同額積立てた。貸借対照表上、特定資産として「車両積立資産」に計上している。
20は〇〇事業の拡大のため、翌年度と翌々年度に同事業費に10ずつ充当する予定である。

- ・ 記載例－2 <過年度発生分が含まれている場合の記載例>

剰余金500のうち、100は、前年度に発生したもので、当年度において△△事業の拡大のために充当するとしたものである。
400は当年度に発生したもので、………(以下、記載例－1を参照のこと)

- ・ 記載例－3 <前年度に発生した剰余金の解消実績の説明> (説明書類を添付)

前年度に発生した剰余金100は、計画どおり、当年度に△△事業費に充当された。

前年度に発生した剰余金100のうち、計画どおり、50は当年度に△△事業費に充当され、残り50については翌年度に同事業費に充当される予定である。

3. 収支相償の剰余金解消計画を1年延長する扱い（FAQ問V-2-⑥）の留意事項と記載例

(1) 次のア～ウを前提に、収支相償の剰余金解消計画を1年延長する取扱いが認められる。

ア： 事業報告書の別表A(1)の「※第二段階における剰余金の扱い」欄には発生した剰余金が翌年度の事業計画等における解消計画で適切に費消することができないことについて特別の事情や合理的な理由を示すとともに、剰余金の解消計画立案のための検討のスケジュールを具体的に示すことが求められる。

イ： 翌年度に翌々年度の事業計画を提出する際に、機関決定された剰余金の解消計画を提出し、翌々年度において剰余金を解消するまでの具体的な資金使途について説明することが求められる。

なお、財務面から計画達成を担保するため、当該剰余金に見合う資金について、貸借対照表において特定資産として表示することが必要となる。

ウ： 翌々年度の事業報告において、剰余金が解消計画に従って解消されたか否かについて、資金の使い道を説明することが求められる。

(2) 解消計画の1年延長とは、剰余金の解消期間が1年延長したのではなくて、解消の具体的な計画を通常であれば、発生年度で定期提出書類に記載すべきところを、例外的に提出日以降に理事会等で当該剰余金の解消計画を立案することである。

(3) 定期提出書類等上での記載例

＜平成 x1 年度の剰余金が解消される記載例＞～3 月決算法人

① 発生年度（平成 x1 年度）の定期提出書類上（平成 x2 年 6 月末期限）での説明

剰余金 2 億円については、……の理由でその具体的な解消計画については平成 x2 年 12 月開催の理事会において決定することを平成 x2 年 6 月の理事会で決定した。

- ② 翌々年度(平成 x3 年度)の事業計画提出時(平成 x3 年 3 月末期限)での説明

平成 x1 年度発生 of 剰余金 2 億円については、平成 x3 年度において……………により解消することを平成 x2 年 12 月開催の理事会で決定した。当該理事会の議事録と剰余金の解消計画を添付した。

以 上

公益法人会計基準、公益法人会計基準注解及び公益法人会計基準の運用指針

第1 総 則

1 目的及び適用範囲

この会計基準は、公益法人の財務諸表及び附属明細書並びに財産目録の作成の基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。

(運用指針2) 公益法人会計基準における公益法人について

公益法人会計基準における公益法人は、以下に定めた法人とする。

- ① 認定法第2条第3号に定めのある公益法人（以下「公益団体・財団法人」という。）
- ② 整備法第123条第1項に定めのある移行法人（以下「移行法人」という。）
- ③ 整備法第60条に定めのある特例民法法人（整備法第44条、第45条の申請をする際の計算書類を作成する場合。）
- ④ 認定法第7条の申請をする一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団・財団法人」という。）

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。

- (1) 財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- (3) 会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
- (4) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。（注1）

(注1) 重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に正味財産の減少原因として処理する方法を採用することができる。

- (2) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- (3) 寄付によって受け入れた金額に重要性が乏しい場合、寄付者等（会員等を含む。以下同じ。）からの制約が課される期間に重要性が乏しい場合、又は寄付者等からの制約に重要性が乏しい場合には、当該寄付によって増加した正味財産を指定正味財産の増加額としないで、一般正味財産の増加額として処理することができる。
- (4) ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- (5) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。なお、財産目録の作成及び表示にあたっては重要性の原則が適用される。

（運用指針 3） キャッシュ・フロー計算書の作成について

公益法人会計基準に定めのあるキャッシュ・フロー計算書の作成に当たっては、以下によるものとする。

（1） 作成しないことができる法人

公益法人会計基準に定めのあるキャッシュ・フロー計算書については、認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置する公益社団・財団法人以外の公益法人は、これを作成しないことができる。

（2） キャッシュ・フロー計算書の表示方法

事業活動によるキャッシュ・フローの区分においては、直接法又は間接法のいずれかを用いてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

（運用指針 4） 財産目録の作成について

公益法人会計基準に定めのある財産目録については、移行法人及び一般社団・財団法人は、これを作成しないことができる。

（運用指針 5） 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の公益法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない公益法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考え

られる公益法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

3 事業年度

公益法人の事業年度は、定款で定められた期間によるものとする。

4 会計区分

公益法人は、法令の要請等により、必要と認めた場合には会計区分を設けなければならない。(注2)

(注2) 内訳表における内部取引高等の相殺消去について

当該公益法人が有する会計区分間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去するものとする。また、公益法人が会計区分を有する場合には、会計区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。

第2 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明りょうに表示するものでなければならない。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。(注3)(注4)(注5)(注6)(注7)

(注3) 総額主義について

貸借対照表における資産、負債及び正味財産は、総額をもって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は正味財産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

総額主義の原則は、正味財産増減計算書においても適用する。

(注4) 基本財産及び特定資産の表示について

- 1 当該公益法人が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- 2 寄付によって受け入れた資産で、その額が指定正味財産に計上されるものについては、基本財産又は特定資産の区分に記載するものとする。
- 3 当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

(注5) 基金について

基金を設定した場合には、貸借対照表の正味財産の部を基金、指定正味財産及び一般正味財産に区分し、当該基金の額を記載しなければならない。

(注6) 指定正味財産の区分について

寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。また、当期中に当該寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注7) 一般正味財産の区分について

基金の返還により代替基金が計上されている場合には、一般正味財産を代替基金及びその他一般正味財産に区分するものとする。

(運用指針9) 基金について

公益法人会計基準注解の注5、注7及び注12における基金とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条により設置されたものとする。

3 資産の貸借対照表価額

- (1) 資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。(注8)

(注8) 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について

外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。)及び外貨建有価証券等については、子会社株式及び関連会社株式を除き、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。

決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

- (2) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。
- (3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。（注9）（注10）（注11）

（注9） 満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合には、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

（注10） 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券について

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

（注11） 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について

指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。

（運用指針7） 指定正味財産として計上される額について

指定正味財産として計上される額は、例えば、以下のような寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいうものとする。

- ① 寄付者等から公益法人の基本財産として保有することを指定された土地
- ② 寄付者等から奨学金給付事業のための積立資産として、当該法人が元本を維持することを指定された金銭

(運用指針 8) 子会社株式・関連会社株式について

子会社株式とは、公益法人が営利企業の議決権の過半数を保有している場合の当該営利企業の株式をいう。また、関連会社株式とは、公益法人が営利企業の議決権の20%以上50%以下を保有している場合の当該営利企業の株式をいう。

- (4) 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。
- (6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。

(運用指針 11) 資産の時価が著しく下落した場合について

(1) 時価が著しく下落したとき

資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。

(2) 使用価値

資産の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないが、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値をもって貸借対照表価額とすることができるものとされている。この時価と比較する使用価値の見積りに当たっては、資産又は資産グループを単位として行うことができるものとする。

第3 正味財産増減計算書

1 正味財産増減計算書の内容

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明りょうに表示するものでなければならない。

2 正味財産増減計算書の区分

正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部にかち、更に一般正味財産増減の部を経常増減の部及び経常外増減の部に区分するものとする。(注6)(注12)(注13)(注14)(注15)

(再掲) (注6) 指定正味財産の区分について

寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。また、当期中に当該寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注12) 基金増減の部について

基金を設定した場合には、正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部及び基金増減の部に分けるものとする。

基金増減の部は、基金増減額を発生原因別に表示し、これに基金期首残高を加算して基金期末残高を表示しなければならない。

(注13) 補助金等について

法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。

ただし、当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。

(運用指針10) 補助金等の取扱いについて

公益法人会計基準注解の注13における補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金等をいう。なお、補助金等には役務の対価としての委託費等については含まないものとする。

(注14) 一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について

一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。

なお、経常外増減に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常増減の区分に記載することができる。

(注 15) 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について

次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。

(1) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、制約が解除された場合には、当該資産の帳簿価額

(2) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合には、当該減価償却費の額

(3) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産が災害等により消滅した場合には、当該資産の帳簿価額

なお、一般正味財産増減の部において、指定正味財産からの振替額は、その性格に従って、経常収益又は経常外収益として記載するものとする。

3 正味財産増減計算書の構成

一般正味財産増減の部は、経常収益及び経常費用を記載して当期経常増減額を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増減額を表示するとともに、更にこれに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならない。

指定正味財産増減の部は、指定正味財産増減額を発生原因別に表示し、これに指定正味財産期首残高を加算して指定正味財産期末残高を表示しなければならない。(注 3) (注 12) (注 15) (注 16)

(再掲) (注 3) 総額主義について

貸借対照表における資産、負債及び正味財産は、総額をもって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は正味財産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

総額主義の原則は、正味財産増減計算書においても適用する。

(再掲) (注 12) 基金増減の部について

基金を設定した場合には、正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部及び基金増減の部に分けるものとする。

基金増減の部は、基金増減額を発生原因別に表示し、これに基金期首残高を加算して基金期末残高を表示しなければならない。

(再掲) (注 15) 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。

- (1) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、制約が解除された場合には、当該資産の帳簿価額
- (2) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合には、当該減価償却費の額
- (3) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産が災害等により消滅した場合には、当該資産の帳簿価額

なお、一般正味財産増減の部において、指定正味財産からの振替額は、その性格に従って、経常収益又は経常外収益として記載するものとする。

(注 16) 投資有価証券評価損益等の表示方法について

経常収益又は経常費用に含まれる投資有価証券（基本財産又は特定資産の区分に記載されるものを含む。）に係る評価損益及び売却損益については、その他の経常収益及び経常費用と区分して記載するものとする。この場合、その他の経常収益及び経常費用を控除して評価損益等調整前当期経常増減額を表示し、さらに投資有価証券評価損益等を調整することによって当期経常増減額を表示する。

第4 キャッシュ・フロー計算書

1 キャッシュ・フロー計算書の内容

キャッシュ・フロー計算書は、当該事業年度におけるキャッシュ・フローの状況を明りょうに表示するものでなければならない。

2 キャッシュ・フロー計算書の区分

キャッシュ・フロー計算書は、当該事業年度におけるキャッシュ・フローの状況について、事業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分して記載するものとする。

3 キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書には、当該事業年度における現金及び現金同等物に係る収入及び支出を記載しなければならない。

第5 財務諸表の注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 継続事業の前提に関する注記
- (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (4) 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- (5) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (6) 担保に供している資産
- (7) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (8) 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (9) 保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。）等の偶発債務
- (10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (11) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- (12) 基金及び代替基金の増減額及びその残高
- (13) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (14) 関連当事者との取引の内容（注17）
- (15) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引
- (16) 重要な後発事象
- (17) その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

（注17）関連当事者との取引の内容について

1 関連当事者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 当該公益法人を支配する法人
- (2) 当該公益法人によって支配される法人
- (3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
- (4) 当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者

2 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

- (1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の事業年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合
 - (2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業
 - (3) 当該公益法人と関連当事者との関係
 - (4) 取引の内容
 - (5) 取引の種類別の取引金額
 - (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
 - (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
 - (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 3 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、2に規定する注記を要しない。
- (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - (2) 役員又は評議員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

(運用指針6) 関連当事者との取引の内容について

公益法人会計基準注解の注17における関連当事者との取引の内容について財務諸表に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。

(1) 関連当事者の範囲

① 当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。なお、当該法人にはその被支配法人を含むものとする。

ア 当該法人が当該公益法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該法人が当該公益法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

- a. 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該公益法人の議決権の過半数を占めていること

- b. 当該法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会の構成員の過半数を占めていること
- c. 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
- d. 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること
- e. その他、当該公益法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

ウ 当該法人が自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記ア、イに該当する場合を除く。）に当該公益法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

ただし、財務上又は事実上の関係から当該公益法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

また、当該公益法人が公益財団法人又は一般財団法人である場合には、上記ア～ウにおける自己の計算において所有している議決権については、以下に掲げる者が当該公益法人の評議員会の構成員を占めていることとする。

- a. 当該法人の役員、評議員若しくは職員である者又は就任日前5年以内にこれらであった者
- b. 当該法人によって選任された者又は就任日前5年以内に当該公益法人の評議員に選任されたことがある者

なお、国及び地方公共団体については、公益法人の監督等を実施していることをもって、ただちに支配法人とはしないが、上記ア～ウに該当しない場合であっても、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解17に定める注記をすることが望ましいものとする。

② 当該公益法人によって支配される法人

当該公益法人によって支配される法人（以下「被支配法人」という。）とは、当該公益法人が他の法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している場

合の他の法人をいい、次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。なお、当該法人にはその被支配法人を含むものとする。

- ア 当該公益法人が他の法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること
- イ 当該公益法人が他の法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること
 - a. 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人の議決権の過半数を占めていること
 - b. 当該公益法人の役員、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
 - c. 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
 - d. 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること
 - e. その他、他の法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
- ウ 当該公益法人が自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記ア、イに該当する場合を除く。）に他の法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

ただし、当該公益法人が他の法人の財務上又は事実上の関係から他の法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

なお、他の法人が公益財団法人又は一般財団法人である場合には、上記ア～ウにおける自己の計算において所有している議決権については、以下に掲げる者が当該他の法人の評議員会の構成員を占めていることとする。

- a. 当該公益法人の役員、評議員若しくは職員である者又は就任日前5年以内にこれらであった者

b. 当該公益法人によって選任された者又は就任日前5年以内に他の法人の評議員に選任されたことがある者

③ 当該公益法人与同一の支配法人をもつ法人

当該公益法人与同一の支配法人をもつ法人とは、支配法人が当該公益法人以外に支配している法人のこととする。

④ 当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者

当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者とは、以下に該当するものとする。

ア 役員又は評議員及びそれらの近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者）

イ 役員又は評議員及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人
ただし、公益法人の役員又は評議員のうち、対象とする者は有給常勤者に限定するものとする。

（2）重要性の基準

① 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引

ア 正味財産増減計算書項目に係る関連当事者との取引

経常収益又は経常費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、経常収益又は経常費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

経常外収益又は経常外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増減額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。

なお、指定正味財産から経常収益や経常外収益に振替られたものについては、関連当事者との取引の開示においては含めないものとする。

指定正味財産増減の部の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増加額について、その取引総額を開示する。

ただし、経常外収益又は経常外費用の各項目及び指定正味財産の部に係る関連当事者との取引については、上記基準により開示対象となる場合であっても、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が、当期一般正味財産増減額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。

イ 貸借対照表項目等に係る関連当事者との取引

貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引、被保証債務並びに関連当事者による当該法人の債務に対する担保提供資

産に係る取引については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。

ただし、資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が100分の1以下であっても、取引の発生総額が資産の合計額の100分の1を超える場合には開示を要するものとする。

② 役員又は評議員及びその近親者との取引

役員又は評議員及びその近親者との取引については、正味財産増減計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

第6 附属明細書

1 附属明細書の内容

附属明細書は、当該事業年度における貸借対照表及び正味財産増減計算書に係る事項を表示するものとする。

2 附属明細書の構成

附属明細書は、次に掲げる事項の他、貸借対照表及び正味財産増減計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

(1) 基本財産及び特定資産の明細

(2) 引当金の明細

なお、財務諸表の注記に記載している場合には、附属明細書においては、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができる。

第7 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かち、正味財産の額を示さなければならない。

3 財産目録の価額

財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

※ 1. 本会計基準統合版の記載は、次のとおりである。

枠囲みなし：公益法人会計基準(平成 20 年 4 月 11 日 内閣府公益認定等委員会)

実線枠囲み：公益法人会計基準注解(同)

破線枠囲み：公益法人会計基準の運用指針(同) 一部抜粋

※ 2. 本会計基準統合版においては、次のとおり略記する。

「認定法」：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

「整備法」：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

以 上

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。

問 V - 1 - ① (経理的基礎・技術的能力)

経理的基礎及び技術的能力について具体的に説明してほしい。
例えば経理事務の精通者とは具体的に何か。
ガイド I 2.

答

- 1 経理的基礎は、次の3つの要素から構成されます。
 - ① 財政基盤の明確化 (貸借対照表、収支 (損益) 予算書等による財務の見通し、収入見込みの確認)
 - ② 経理処理・財産管理の適正性 (財産管理・運用について理事・監事の関与、十分な会計帳簿、使途不明金・虚偽記載がないこと)
 - ③ 情報開示の適正性 (外部監査を受けるか、監事に経理事務5年経験者が就くこと等)
- 2 技術的能力の一般的意味としては、事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保です。
- 3 経理事務の精通者については、形式的に従事年数等を定めることはしませんが、どのような者が会計に関与しているかについての説明をもとに個別に判断します。

問 V - 1 - ② (経理的基礎・技術的能力)

出えん企業の経理担当者に法人の経理を担当してもらっているが、経理的基礎を満たしていると考えてよいでしょうか。
ガイド I 2.

答

- 1 経理的基礎の一要素として情報開示の適正性が求められます。外部監査を受けるか、公認会計士等が監事に就いている場合は情報開示の適正性は満たされているものと扱います。そうでない場合には、個別に代替措置について説明していただく必要があります。

問 V - 2 - ① (収支相償)

収支相償の第一段階は事業毎に判定とのことですが、どういう単位で事業を考えればよいのでしょうか。
ガイド I 5.

答

- 1 公益目的事業をその目的や実施の態様等から関連する事業としてまとめたもの (= 公1、公2…) を収支相償の第一段階における一の事業単位とします。

問 V - 2 - ② (収支相償)

収支相償の計算方法として収益事業等からの利益の繰入額が

答

- 1 法人が収益事業等を行う場合において、収益事業等から生じた収益 (利益) の50%は公益

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。

50%の場合と、50%を超える場合の二つの方法があるようですが、両者の違いがわかりません。

ガイド I 5.

問 V - 2 - ③ (収支相償)

公益目的事業に係る収入は費用を上回ってはならないという基準に従うと、収支がゼロか損失を計上しなければならず、公益目的事業を継続的に実施できなくなってしまうのではないのでしょうか。特に、金融資産の運用によって運営する法人では、規模が縮小する一方となるのではないのでしょうか。

ガイド I 5. 26 年度報告

問 V - 2 - ④ (収支相償)

収支相償を二段階でやる理由を教えてください。また、第一段階と第二段階の関係についてもお願いします。

ガイド I 5. 運用指針 13. (様式 2-3)

目的事業財産に繰入れなければなりません (認定法第 18 条第 4 号)。

- 2 公益目的事業に必要な資金のために自発的に収益事業等から生じた利益の 50%を超えて繰入れることができます。利益の 50%超繰入れは、収益事業等の利益から 100%を上限に公益目的事業に必要な資金収支の要件を満たした額まで繰り入れる場合に認められる方法です。なお、収益事業等の利益の 50%超を繰入れた事業年度以降、貸借対照表内訳表も作成し提出する必要があります。

答

- 1 収支相償は公益目的事業で無償又は低廉な価格設定により受益者を拡大し、公益法人が税制優遇を受ける前提となる基準である一方、公益法人の事業は年度により収支に変動があり、また長期的な視野に立つて行う必要があることから、単年度で必ず収支が均衡することまで収支相償は求めません。
- 2 特定費用準備資金のような仕組みを活用しつつ計画性をもって公益目的事業を実施していただくことにより、継続的な事業運営は確保されるものと考えます。なお、財政基盤を拡大する一般的な手法として、寄附金を募集することが想定されますが、金融資産の運用で事業を行う法人が事業拡大のために公益目的保有財産として金融資産を取得することも考えられます。

答

- 1 公益目的事業については、事業に係る収入はその実施に要する適正な費用を償う額を超えないことが求められているため (認定法第 5 条第 6 号)、まず、第一段階として事業単位 (= 公 1、公 2 …) で収支を見ることが必要となります。しかし、必ずしも特定の事業に係る収支には含まれない法人の公益活動に属する収支 (共通項目) が存在するため、第二段階とし

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。

問 V - 2 - ⑤ (収支相償)

収支相償を計算した結果、収入が費用を上回って剰余金が出た場合はどうすればよいのでしょうか。また、この剰余金は遊休財産となるのでしょうか。

ガイド I 5.

問 V - 2 - ⑥ (収支相償)

収支相償の剰余金解消計画は、必ず翌事業年度で解消するものが必要でしょうか。

ガイド I 5.

て法人として公益活動全体の収支を見ることとしたものです。

答

- 1 第一段階として各事業単位で収入が費用を上回る場合、事業ごとに当該剰余金を財源として事業の発展や受益者の範囲の拡充に充てるか、当該事業において特定費用準備資金を積立てて将来の特定の支出に充てることとします。
- 2 第二段階において、収入が費用を上回る場合には、その額は公益活動全体の拡大・発展に充てられるべきものです。公益目的事業に係る特定費用準備資金として積み立てていただくか、それでも剰余が生じる場合において、公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金（資産取得資金）への積立てを行うか、当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合には、収支相償の基準を充たすものとして扱います。このような状況がない場合には、翌事業年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるように、剰余金の具体的な処理方法を説明していただくこととなります。
- 3 遊休財産額の保有の制限との関係では、収入が費用を上回る額を公益目的保有財産の取得、特定費用準備資金や資産取得資金への積立てのように用途が定まった控除対象財産として整理している限りは遊休財産に該当しません。

答

- 1 発生した剰余金が翌事業年度における解消計画で適切に費消することができないことについて特別の事情や合理的な理由がある場合（注）には、使い道についてしっかりと検討した上で、より計画的に資金を活用し、効果的に公益目的事業を実施することが、公益の増進を目的とする認定法の趣旨に沿うものと考えられます。よって一定の前提の下、収支相償の剰余金解消計画を1年延長する取扱いが認められます。

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。

問 V - 2 - ⑦ (収支相償)

収支相償の剰余金が生じた場合に、公益目的保有財産としての金融資産の取得は認められますか。

ガイド I 5. 運用指針 13. (6)

問 V - 3 - ① (公益目的事業比率)

収益事業からの利益を全額公益目的事業に充てると定めた場合には、その収益事業を公益目的事業に含めて公益目的事業比率を計算することはできないのでしょうか。

ガイド I 7. 運用指針 13. (様式 2-3)

問 V - 3 - ② (公益目的事業比率)

事業費と管理費への配賦や共通する経費の配賦は適正な基準により行うとのことですが、具体的にどのような基準であればよいのでしょうか。

ガイド I 7.

(注) 合理的な理由とは、平年度における法人の事業規模に照らし、翌事業年度だけで剰余金を解消するには困難が伴うといった事情がある場合、例えば2年をかけて段階的に事業拡大を図ることが考えられます。

答

1 金融資産の取得が無制限に認められる場合には、収支相償や遊休財産額の保有制限に関する制度の趣旨を潜脱するおそれがあり、剰余金の解消のために公益目的保有財産としての金融資産を取得することについては、金融資産を取得して事業拡大する必要性について合理的な理由等がある場合に限って認められます。

答

1 収益事業を公益目的事業に含めて公益目的事業比率を計算することはできません。

答

1 事業費と管理費に共通して発生する費用をどのように事業費と管理費に配賦するかについては、例えば以下のような配賦基準が考えられます。

費用の配賦基準 (家賃 : 建物面積比、給与 : 従事割合、福利厚生費 : 職員数比)

2 具体的には、過去の活動実績、関連費用のデータなどから法人において合理的と考える程度の配賦割合を決めていただければ結構です。

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。

問 V - 3 - ③ (公益目的事業比率)

奨学金事業を行う法人の場合、貸付支出を事業費に含めないと、公益目的事業比率を充たせなくなってしまうのではないのでしょうか。

ガイド I 7.

問 V - 3 - ④ (公益目的事業比率)

法人が保有する資金のうち、どのようなものが特定費用準備資金に当てはまるのかわかりません。利用方法について教えてください。

ガイド I 7. 運用指針 13. (6)

問 V - 3 - ⑤ (公益目的事業比率)

法人が、地震、火災等災害時に備えて積み立てる資金は、特定費用準備資金の対象となるのでしょうか。

ガイド I 7.

問 V - 3 - ⑥ (公益目的事業比率)

事業費と管理費の概念をもう少し詳しく教えてください。

ガイド I 7.

答

1 貸与型奨学金事業の場合、奨学金の募集、審査、貸出し、債権管理、回収までの奨学金事業の全サイクルにわたり発生する人件費、事務経費その他諸経費は、奨学金事業に係る事業費と考えられます。また管理費と共通する経費については、適正な基準で事業費に配賦することができます。奨学金の貸出についても貸付支出が行われた時点では当該貸付額は費用とはなりません、貸倒れ損失が発生すれば費用となります。

答

1 将来の特定の事業費、管理費に特別に支出するために積み立てる資金で、新規事業の開始、既存事業の拡大、数年周期で開催するイベントや記念事業等の費用が対象となります。
2 特定費用準備資金については、認定規則 18 条 3 項の要件を充たすことで積立額を事業費とみなすことができます。

答

1 法人が地震等の災害時に当該法人の施設、事業所等の復旧、復興に充てるために積み立てる資金は、その資金の目的である活動をいつ行うのかという具体的な見込みを立てることが一般的には困難です。したがって、特定費用準備資金の要件を充たすことは難しいものと考えられます。

答

1 事業費は、当該事業に跡付けることができる費用であって、例えば、事業に従事する職員の給与手当等の人件費、事業に関連して発生する旅費交通費、事業の実施会場の賃借料等の経費が該当します。

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。

問 V - 4 - ① (遊休財産額)

今まで内部留保として計算された金額は、新制度での機動的な法人運営のためには、自由に使える資金が必要であり、遊休財産額として規制される趣旨がわかりません。

ガイド I 8.

問 V - 4 - ② (遊休財産額)

公益目的保有財産や特定費用準備資金など法令上の各種財産、資金概念の意味や相互の関係、遊休財産額との関連をわかりやすく教えてください。

ガイド I 8.

2 一方、管理費は、当該事業に跡付けることができない経常的な費用であり、換言すれば、法人の事業活動にかかわらず、法人が存続していく上で、必要な経常的な費用です。例えば、個別の事業実施に直接かわりのない役員報酬や管理部門の経理担当職員の給料手当等の人件費、社員総会・評議員会・理事会の開催費用等が該当します。

答

1 具体的に公益目的事業に使用される見込みがない財産が公益法人に過大に蓄積された場合には、財産の死蔵につながり、税制優遇等の趣旨に反するほか、寄附等をした国民の期待にも反することになりかねません。このため認定基準においては、公益目的事業又は公益目的事業に必要なその他の活動に使うことが具体的に定まっていない財産（遊休財産額）の保有は、一年分の公益目的事業費相当額を超えてはならないとし、公益法人にその遵守を求めています。

答

1 認定法で定める各種の財産、資産概念は、次のとおりです。

- ① 公益目的事業財産：公益目的事業に関して得た寄附金等の財産で公益目的事業のために使用し処分するもの
- ② 公益目的保有財産*：継続して公益目的事業のために使用する不可欠特定財産等の固定資産
- ③ 不可欠特定財産：通常土地・建物等や金融資産は該当せず、定款で定めた公益目的事業に不可欠な財産
- ④ 公益目的増減差額：公益に充てられるべき資金
- ⑤ 公益目的取得財産残額：公益目的増減差額と公益目的保有財産の合計額

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。

問 V - 4 - ③ (遊休財産額)

収支の変動に備えて積み立てている財政基盤確保のための募金(基金)、基本財産からの運用益を積み立てている運用財産、減価償却引当資産、建物の修繕積立金、土地取得のための積立金等は遊休財産となるのでしょうか。

ガイド I 8.

問 V - 4 - ④ (遊休財産額)

特定費用準備資金と資産取得資金の違いを教えてください。

ガイド I 8.

- ⑥ 遊休財産：特定の目的・用途のない財産
- ⑦ 控除対象財産：遊休財産の算定基礎から控除される財産(*)
- ⑧ 特定費用準備資金*：将来の特定の事業費・管理費に充てるために法人が任意に積立てる資金
- ⑨ 資産取得資金*：特定の財産の取得又は改良に充てるために法人が任意に積立てる資金

答

- 1 基本財産からの運用益を積み立てている運用財産は、単に積み立てているだけでは遊休財産に含まれます。また、予備費などの将来の単なる備えや資金繰りのために保有している資金も遊休財産に含まれます。
- 2 将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる財政基盤確保のための資金(基金)は、過去の実績や事業環境の見通しを勘案して、活動見込みや限度額の見積もりが可能などの要件を満たし、特定費用準備資金として積立てられた場合、遊休財産額から除外されます。
- 3 また、減価償却引当資産、建物修繕積立金及び土地取得積立金は一定の要件を満たし、資産取得資金として積み立てられた場合、遊休財産額から除外されます。

答

- 1 特定費用準備資金は、将来の特定の事業費又は管理費に特別に支出するために積み立てる資金です。
- 2 資産取得資金は、将来、公益目的事業やそのために必要な事業、活動に用いる実物資産を取得又は改良するために積み立てる資金です。

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。	
<p>問 V - 4 - ⑤ (遊休財産額)</p> <p>遊休財産額の<u>計算方法</u>について詳しく教えてください。 ガイド I 8.</p>	<p>答</p> <p>1 遊休財産額は、法人の純資産から控除対象財産を差し引いた残額です。控除対象財産の対応負債の計算方法には個別対応方式と簡便方式があり、毎事業年度選択が可能です。</p>
<p>問 V - 4 - ⑥ (遊休財産額)</p> <p>控除対象財産のうち、いわゆる<u>1号財産、5号財産及び6号財産</u>はそれぞれどのような財産なのでしょうか。 ガイド I 8. 基準注解 (注 4)</p>	<p>答</p> <p>1 控除対象財産のうち、1号財産、5号財産及び6号財産は、以下のような財産が該当します。</p> <p>1号財産：認定規則22条3項1号に規定する公益目的保有財産を指し、公益目的事業財産（認定法18条）を支出することで得た財産などの固定資産が該当しますが、継続して公益目的事業のために使用しなければなりません。</p> <p>5号財産：認定規則22条3項5号に規定する寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。）であって、当該財産を交付した者の定めた用途に従って使用し、若しくは保有しているものを指します。</p> <p>6号財産：認定規則22条3項6号に規定する寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金（待機資金）を指します。</p>
<p>問 V - 4 - ⑦ (遊休財産額)</p> <p>控除対象財産のうち、<u>1号財産(公益目的保有財産)に該当する金融資産は、取り崩すことはできないのでしょうか。</u>また、やむを得ず将来にわたり取り崩していくこととした場合、当該金融資産を控除対象財産にすることはできないのでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 1号財産に該当する金融資産は、原則として取り崩すことなく、その果実を継続的に後継目的事業の財源に充てることを目的として保有すべきものです。しかし、景気の停滞等を原因として、法人が公益目的事業を継続していく上で、1号財産である金融資産を取り崩して事業財源に充てる以外に方法がないなど、やむを得ない場合には、当該金融資産を取り崩す</p>

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。

ガイド I 7. 8.

ことは否定されません。その場合は、定款等の内部規程に従い、理事会、社員総会又は評議員会等の機関決定が必要です。

2 要件を満たせば、取り崩した金融資産も控除対象財産とすることができます。

問 V-4-⑧ (遊休財産額)

答

控除対象財産のうち、2号財産(公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産)とした金融資産は、取り崩すことができないのでしょうか。

1 2号財産に該当する金融資産は、管理業務に充てるために合理的な範囲内で計上されるものであるため、経営環境の変化等により、管理費等の財源が不足する場合には、例外的に取り崩して使用することも可能です。その場合は、定款等の内部規程に従い、理事会、社員総会又は評議員会等の機関決定が必要です。

ガイド I 8.

問 V-4-⑨ (遊休財産額)

答

保有株式の配当を公益目的事業費のほか、法人運営に必要な管理費の財源にも充てている法人に関して、移行認定又は公益認定の申請に当たり、当該保有株式を1号財産(公益目的保有財産)と2号財産(公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産)に振り分ける際、どのような考え方で配分すべきでしょうか。

1 金融資産の2号財産への振り分けについては、合理的な範囲内で行う必要があります。
2 合理的な範囲内であるかは、法人ごとに異なるため、一概には例示できませんが、公益法人は公益の増進を目的とする法人であり、公益目的事業に充てるべき財源を最大限に活用して無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大すること、また、公益目的事業や収益事業等及び管理業務のために現に使用せず、かつ、今後も使用する見込みがない多額の財産を蓄積しないことが求められていることを踏まえ、諸事情を総合的に勘案して判断する必要があります。

ガイド I 8.

問 V-4-⑩ (遊休財産額)

答

公益法人が、金融資産の1号財産(公益目的保有財産)と2号財産(公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産)の配分割合を変更することは可能でし

1 事業環境の変化により、当初控除対象財産の区分で想定していた1号財産と2号財産の配分割合が適応しない状態となることがあります。この場合、2号財産から1号財産への振り替えは適時に行うことが可能です。一方、1号財産から2号財産への振り替えは、安易に認

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。	
<p>ようか。</p> <p>ガイド I 8.</p> <p>問 V-4-⑪ (遊休財産額)</p> <p>寄附者の定めた用途がある公益目的事業に係る資金があるのですが、控除対象財産のうち、いわゆる 1 号財産、5 号財産、6 号財産のいずれに整理したらよいか分かりません。どのような考え方で整理したらよいのでしょうか。</p> <p>ガイド I 8.</p> <p>問 V-4-⑫ (遊休財産額)</p> <p>寄附者の用途の指定は、どの程度具体的になされている必要があるのでしょうか。過去にされた寄附で、指定が十分に明確ではない場合には、どのように対応すればよいのでしょうか。確認作業が膨大となることを見込まれる場合や、寄附者が死亡している場合の対応方法も含め、教えてください。</p> <p>ガイド I 8. 基準注解 (注 6) 運用指針 7.</p> <p>問 V-4-⑬ (遊休財産額)</p> <p>寄附者から、〇〇地方で 3 年に一度行われる伝統芸能行事を保存するための資金に使ってほしいとの用途の指定を受けて、当該資金の寄附を受けました。当社団では、従来から、当該資金を取り崩して、当該伝統芸能行事への助成財源に充てるとともに、法人運</p>	<p>められるべきものではありません。振り替えを行う場合には、あらかじめ機関決定が可能です。</p> <p>答</p> <p>1 寄附者の指定内容と認定の前後によって異なります。</p> <p>2 認定前受入資金 運用益を具体的な公益目的事業の財源にする旨の指定：元本は 1 号財産 資金を取崩して具体的な公益目的事業の財源にする旨の指定：元本は 6 号財産</p> <p>3 認定後受入財産 寄附者の用途の指定がある財産：5 号財産又は 6 号財産</p> <p>答</p> <p>1 用途の制約については、「公益目的事業に使ってほしい」というだけの指定や、管理費や収益事業にも使用できる形では、制約があるとは言えません。「寄附金のうち〇%は管理費の財源とし、△%は公益目的事業の〇〇事業に充当し、×%は公益目的事業の◇◇事業に充当して欲しい」というような形で区分して、指定をすることが必要です。</p> <p>答</p> <p>1 実質的に公益目的事業と法人運営の管理財源の両方に充てている資金は、そのままでは公益目的事業財産とそれ以外の財産に区分されていないこととなります。(収益事業等も行う法人で) 仮に当該資金全体を公益目的事業財産として整理すると、管理費に使用することはできません。</p>

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。	
<p>営の管理費の財源にも充ててきたところです。移行認定の申請に当たり、当該資金を 6 号財産 (交付者の定めた用途に充てるために保有している資金) に整理しようと思うのですが、この場合、当該資金を<u>公益目的事業会計に係る部分と法人会計に係る部分とに分けなければならない</u>のでしょうか。</p> <p>ガイド I 8.</p> <p><u>問 V - 5 - ① (会計監査人設置基準)</u></p> <p>公益法人は<u>会計監査人を設置</u>しなければならないのでしょうか。</p> <p>ガイド I 11.</p> <p><u>問 V - 5 - ② (会計監査人設置基準)</u></p> <p>公益認定を受けて公益法人として活動したいと考えていますが、会計監査人は認定を受けたら<u>直ちに設置</u>しなければならないのでしょうか。</p> <p>ガイド I 11.</p> <p><u>問 V - 6 - ① (役員に対する報酬等)</u></p> <p>役員等報酬等支給基準について、「理事の報酬額は<u>理事長が理事会の承認を得て定める</u>」のような支給基準とすることは可能でしょうか。</p> <p>ガイド I 12.</p> <p><u>問 V - 6 - ② (役員に対する報酬等)</u></p> <p><u>理事に対するお車代</u>も報酬に含めて支給基準に盛り込むことが</p>	<p>2 したがって、寄附等を受けた資金について法人運営の管理財源に充てるためには、公益目的事業に係る部分と法人会計に係る部分とに区分する必要があります。</p> <p>答</p> <p>1 公益法人は、認定法 5 条 12 号により会計監査人の設置が求められますが、一定の基準に達しない法人 (①収益の額が 1000 億円未満、②費用及び損失の額の合計額が 1000 億円未満、③負債の額が 50 億円未満のすべての要件を満たす法人) は、その義務がありません。</p> <p>答</p> <p>1 公益法人は、一定の除外要件 (V-5-①参照) に該当する場合を除き、会計監査人を置くことが義務付けられており、一般社団・財団法人が公益認定を受けた日から会計監査人を置く必要があります。</p> <p>答</p> <p>1 ご質問のような定め方の支給基準では報酬科目や算定方法が明らかにされず、認定基準を満たしていないものと考えます。</p> <p>答</p> <p>1 「お車代」という名称であっても、交通費実費相当額を超えて支給する場合には役員報酬</p>

<p>FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。</p>	
<p>必要でしょうか。</p> <p>ガイド I 12. 基準注解 (注 17)</p> <p><u>問 V - 6 - ③ (役員に対する報酬等)</u></p> <p><u>非常勤理事や評議員</u>に対して給与は支給できるのでしょうか。非常勤理事や評議員は現在無報酬ですが、報酬等の支給基準を定めるといふ基準の意味は報酬を支給しなければならないということなのでしょうか。</p> <p>ガイド I 12.</p> <p><u>問 V - 6 - ④ (役員に対する報酬等)</u></p> <p>報酬等支給基準は<u>理事会</u>で決定する必要がありますか。</p> <p>ガイド I 12.</p> <p><u>問 V - 6 - ⑤ (監事の報酬等)</u></p> <p><u>監事の報酬等</u>は、どのように決めればよいのでしょうか。</p> <p>ガイド I 12.</p> <p><u>問 V - 6 - ⑥ (役員等に対する報酬等)</u></p> <p>報酬等支給基準について、<u>どのような支給の基準</u>を定める必要がありますか。</p> <p>ガイド I 12.</p>	<p>の支給基準に盛り込むことが必要です。</p> <p>答</p> <p>1 非常勤理事や評議員に職務遂行の対価として報酬等を支給することはできます。報酬等の支給基準を定める場合、無報酬でも問題ありません。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めます。</p> <p>答</p> <p>1 理事・監事の報酬等支給基準については、①社員総会又は評議員会で決定する方法と、②社員総会又は評議員会においては、報酬等の総額を定めることとし、支給基準について理事は理事会で、監事が複数いる場合は監事の協議によって決定する方法の2通りがあります。</p> <p>2 一方、評議員の報酬等の額は定款で定めることとされており (一般法人法 196 条)、その支給基準についても定款又は評議員会のいずれかで決定する必要があります。</p> <p>答</p> <p>1 定款の定め又は社員総会 (若しくは評議員会) の決議において、各監事の報酬等の具体的な金額を決定することが望ましいと考えます。</p> <p>答</p> <p>1 報酬等支給基準については、次の4つの事項につき定める必要があります。</p> <p>① 理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分</p> <p>② その額の算定方法</p>

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。

問V - 7 - ① (株式保有の制限)

他の団体の意思決定に関与することができる財産と信託契約との関係について教えてください。

ガイド I 14. 運用指針 6.

問V - 8 - ① (法人会計の黒字)

公益認定申請のため、別表G (収支予算の事業別区分経理の内訳表) を作成しているのですが、法人会計が黒字になるような予算は認められないのでしょうか。

ガイド I 7.

問V - 8 - ② (法人会計の黒字)

公益目的事業のみを実施している場合において、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産を公益目的事業会計と法人会計に配分する場合、法人会計が黒字になるように配分することは可能でしょうか。

ガイド I 7.

問V - 9 - ① (残余財産処分)

公益法人の残余財産の帰属先を複数の公益法人に定めることは

③ 支給の方法

④ 支給の形態

答

- 1 公益法人が株式等の保有を通じて営利法人等を実質的に支配できると認定基準を潜脱することができるため、他の団体の意思決定に関与できる財産の保有制限が設けられています。
- 2 保有制限の対象に信託契約に基づく委託者又は受託者の権利を含めているのは、委託者又は受託者としての権利に他の団体の意思決定に関与することができる権利が含まれる場合があるためです。

答

- 1 法人会計の財源を確保した結果、法人会計が黒字になることのみをもって、直ちに認定法との関係で問題が生ずるものではありません。管理部門強化のための財源が必要となるような場合には、合理的な計画の下に、必要な範囲で法人会計を黒字とすることは認められます。

答

- 1 公益法人は、管理業務のために現に使用せず、かつ、今後も使用する見込みがない多額の財産を蓄積しないことが求められており、合理的な理由もないにもかかわらず、法人会計に多額の黒字が恒常的に発生するような状態は、適切ではないと考えます。

答

- 1 類似事業を目的とする公益法人であれば、複数法人を定めることは差し支えありません。

<p>FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。</p>	
<p>できますか。</p> <p>ガイド I 16.</p> <p><u>問 V - 9 - ② (残余財産処分)</u></p> <p><u>一般社団・財団法人</u>を新たに設立して公益法人の残余財産の帰属先として指定することはできますか。</p> <p>ガイド I 16.</p> <p><u>問 VI - 1 - ① (公益目的事業財産)</u></p> <p><u>財団法人で賛助会費</u>を集めていますが、その会費収入の扱いは、社団法人の社員が支払う会費と同様に、目的を定めていなければ半分が公益目的事業財産になるという理解でよいのでしょうか。</p> <p>ガイド I 17.</p> <p><u>問 VI - 1 - ② (公益目的事業財産)</u></p> <p>法人の<u>管理費の財源</u>はどこに求めたらよいのでしょうか。またその経理方法はどうすればよいのでしょうか。</p> <p>ガイド I 8.</p> <p><u>問 VI - 1 - ③ (公益目的事業財産)</u></p> <p><u>公益目的事業しか行わない法人</u>は、管理費の捻出のためには収益事業を行わなければならないのでしょうか。</p> <p>ガイド I 17.</p>	<p>答</p> <p>1 一般社団・財団法人はその行う事業に格別の制限がなく、法令や公序良俗に反しない限り、あらゆる事業を目的とすることが可能な法人であり、公益法人の残余財産の帰属先として指定することはできません。</p> <p>答</p> <p>1 公益財団法人の会員が払う会費は、認定法上は寄附金に該当し、社団法人の会費とは異なるものと考えられます。</p> <p>答</p> <p>1 管理費については、法人の事業を管理するために、毎年度経常的に要する費用であり、公益認定等ガイドラインに従い、適切に配賦等を行うこととなります。</p> <p>2 寄附金、会費収入、財産運用益等を管理費に充当する場合には、法人会計の経常収益に直接計上し、収益事業等の利益を管理費に充てる場合には、収益事業等会計から法人会計への他会計振替額として経理してください。</p> <p>答</p> <p>1 公益目的事業しか行わない法人の法人運営上必要な管理業務は、合理的な範囲で公益目的事業財産に組み入れないことができます。</p> <p>2 したがって、従来公益目的事業に係る収入で管理費もまかなっていた法人が、管理費の財</p>

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。	
<p><u>問VI - 1 - ④ (公益目的事業財産)</u></p> <p>一般社団法人の社員は会費を支払わなければならないのでしょうか。</p> <p>ガイド I 17.</p>	<p>源捻出のため新たに収益事業を始める必要はないものと考えます。</p> <p>答</p> <p>1 一般法人法 27 条より、社員は定款の定めにより会費を支払う義務を負います。すなわち、どのような者を会員、準会員、特別会員などとして定め、これらの者から会費を徴収するかどうか、徴収する場合に金額をどのように設定するかは、法人の判断に委ねられます。</p>
<p><u>問VI - 1 - ⑤ (公益目的事業財産)</u></p> <p>一般社団法人について法律上認められている基金は拠出者への返還義務がありますが、公益目的事業財産に含めなければならないのでしょうか。</p> <p>基準注解 (注 5) 運用指針 9</p>	<p>答</p> <p>1 一般法人法 131 条の基金の拠出として受け入れた財産は、公益目的事業財産には該当しません。</p>
<p><u>問VI - 1 - ⑥ (公益目的事業財産)</u></p> <p>公益目的事業財産に区分されている国等からの補助金等を返還することはできますか。また、その経理方法はどうすればよいのでしょうか。</p> <p>基準注解 (注 13) (注 15) 運用指針 10</p>	<p>答</p> <p>1 国等に補助金等を返還することは可能です (認定規則 23 条 3 号)。</p> <p>2 その場合の経理方法は、一般的には次のいずれかです。正味財産増減計算書において、</p> <p>① 指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部へ振り替えるとともに一般正味財産増減の部の経常外費用に計上する</p> <p>② 指定正味財産増減の部で直接減額する</p>
<p><u>問VI - 2 - ① (区分経理)</u></p> <p>収益事業等は事業ごとに区分経理しなければならないとのことですが、どういう単位で事業を分ける必要があるのでしょうか。</p> <p>ガイド I 6. 18.</p>	<p>答</p> <p>1 収益事業等の事業の分け方としては、まず①収益事業と②その他の事業 (法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業を含む) に区分します。</p> <p>2 次に、法人の事業の実態に応じて区分する必要があるれば、上記で区分した事業を、更に事</p>

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。

問VI - 2 - ② (区分経理)

公益認定の申請書や認定後の事業報告に記載する公益目的事業の単位は、計算書類で区分経理を行う事業の単位と一致している必要がありますか。

運用指針 13. (様式 1-3) (様式 2-3)

問VI - 2 - ③ (区分経理)

共通費用は必ず配賦しなければならないのでしょうか。
ガイド I 7.

問VI - 2 - ④ (区分経理)

区分経理を行い、他の会計区分における収益又は利益を振り替える会計区分間の取引が発生した場合には、正味財産増減計算書内訳表の他会計振替額の欄に計上することになりますか。

運用指針 13. (様式 2-3) 26 年度報告

問VI - 2 - ⑤ (区分経理)

正味財産増減計算書内訳表における正味財産の期首残高及び期末残高は事業区分ごとに記載するのでしょうか。

運用指針 13. (様式 1-3) (様式 2-3) 26 年度報告

業内容、設備・人員、市場等により区分 (= 収 1・収 2…、他 1・他 2…) します。

答

1 行政庁への申請又は報告の様式に記載する事業の単位と計算書類で表示する事業の単位とは、ともに法人が作成し行政庁に提出するものです。特に認定後の事業報告と計算書類は法人の事務所において備え置き、閲覧の対象となることから、両者の対応関係がわかるように整理されている必要があります。

答

1 配賦することが困難な費用は、次のように整理できます。

- ① 事業費と管理費に関連する費用は、管理費
- ② 公益目的事業と収益事業等に関連する事業費は、収益事業等の事業費

答

1 他の会計区分の利益を公益目的事業会計に振り替える場合等において、他会計振替額の欄に計上します。
2 収益については、通常、配賦基準により直接各会計区分の経常収益に計上します。

答

1 正味財産については貸借対照表の作成単位に合わせ、正味財産増減計算書内訳表の合計欄等に会計区分の単位で(貸借対照表内訳表を作成していない法人は法人全体の)期首及び期末残高を表示します。事業区分ごとの記載は要しません。

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。

問VI - 2 - ⑥ (区分経理)

「他会計振替額」は「公益法人会計基準の運用指針」12. 財務諸表の科目の取扱要領に「正味財産増減計算書内訳表に表示した収益事業等からの振替額」と記載されていますが、収益事業等から公益目的事業会計への利益を繰り入れる場合にのみ用いられるのでしょうか。

ガイド I 18. 26 年度報告

問VI - 2 - ⑦ (区分経理)

公益目的事業しか行わない法人は、正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の作成は省略できますか。

26 年度報告

問VI - 3 (定款における基本財産、不可欠特定財産の定め方)

新制度の基本財産についての定款の定めは、「評議員会で基本財産とすることを決議した財産」といった定め方でもいいのでしょうか。

ガイド I 15.

問VI - 4 - ① (会計基準)

公益法人、移行法人、他いくつかの法人類型がありますが、それぞれ会計基準は、どれを使ったらよいでしょうか。

運用指針 2

問VI - 4 - ② (会計基準)

公益法人における個別の企業会計基準の適用について教えてください。

答

- 1 他の会計区分における利益を振り替える会計区分間の取引が発生した場合、正味財産増減計算書内訳表上、「当期経常外増減額」と「当期一般正味財産増減額」の行間に「他会計振替額」として表示します。
- 2 公益法人においては、収益事業等会計又は法人会計から公益目的事業会計への振り替え、又は収益事業等会計と法人会計との間の振り替えに用います。

答

- 1 公益目的事業しか行わない法人は、正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分を省略できます。

答

- 1 定款に基本財産を定めるに当たっては、どの財産が基本財産となっているのかを、ある程度具体的に判別できるような方法で定款に記載することが望ましいですが、その定め方については、各法人における種々の事情に応じて任意であると考えられます。

答

- 1 公益法人をはじめ、移行法人等は、利潤の獲得と分配を目的とする法人ではないことを踏まえ、通常は、企業会計基準より優先して公益法人会計基準を適用することになるものと考えます。

答

- 1 個別の企業会計基準のうち、以下の基準は公益法人にも適用されます。

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。

ださい。

27 年度報告

問VI - 4 - ③ (会計基準)

公益法人において「金融商品に関する会計基準」を適用する場合の留意事項について教えてください。

運用指針 13. (4) 27 年度報告

問VI - 4 - ④ (会計基準)

公益法人は、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用しなければならないでしょうか。

基準注解 (注 14) 27 年度報告

- ① 退職給付に関する会計基準
- ② リース取引に関する会計基準
- ③ 工事契約に関する会計基準
- ④ 資産除去債務に関する会計基準
- ⑤ 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準

答

1 公益法人の適切な運営を図る観点からは、法人の資産運用の手段として用いられる「株式その他の出資証券、公社債等の有価証券及びデリバティブ取引（先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引）」について、その運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがあると法人が判断した場合、平成 20 年会計基準に財務諸表の注記事項として定められた「(17) その他公益法人の資産（中略）の状況を明らかにするために必要な事項」の一環として、その内容とリスク、リスク管理体制等に関する事項を注記することが求められます。

答

- 1 平成 20 年会計基準は、貸借対照表及び正味財産増減計算書で前年度金額を開示することとしていますが、その注解 14「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目については、「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。」と定めており、過去の財務諸表に遡及した処理を求めています。
- 2 すなわち、公益法人が本基準を自主的に適用することは問題ありませんが、必ず本基準を適用しなければならない訳ではありません。

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。

問VI - 5 - ① (作成すべき書類等)

公益法人は定期的にどのような書類を作成し、備え置かなければならないのでしょうか。また、一般社団・財団法人についてはどうでしょうか。

運用指針 3. 4.

答

1 公益社団・財団法人について

(1) 定款、(2) 社員名簿*、(3) 事業計画書、(4) 収支予算書、(5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、(6) 財産目録、(7) 役員等 (理事、監事、評議員*) 名簿、(8) 役員等報酬等の支給基準、(9) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらの重要な数値、(10) 会計帳簿、(11) 貸借対照表・正味財産増減計算書・キャッシュフロー計算書*・事業報告・附属明細書、(12) 監査報告・会計監査報告*、(13) 社員総会*・評議員会*・理事会の議事録

2 一般社団・財団法人について

(1) 定款、(2) 社員名簿*、(3) 会計帳簿、(4) 貸借対照表・損益計算書・事業報告・附属明細書、(5) 監査報告・会計監査報告*、(6) 社員総会*・評議員会*・理事会の議事録

* : 該当ある場合に作成

問VI - 5 - ② (作成すべき書類等)

公益法人は、法令上作成し、備え置くべきこととされている書類について、社員又は評議員から閲覧請求があった場合に、常に閲覧させなければならないのでしょうか。

答

1 そのとおりです。

2 認定法による閲覧対象書類

(1) 定款、(2) 社員名簿、(3) 事業計画書、(4) 収支予算書、(5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、(6) 財産目録、(7) 役員等名簿、(8) 役員等報酬等の支給基準、(9) 運営組織及び事業活動の状況概要及びこれらの重要な数値、(10) 貸借対照表・正味財産増減計算書・キャッシュフロー計算書・事業報告・附属明細書、(11) 監査報告・会計監査報告

3 一般法人法による閲覧対象書類

(1) 会計帳簿 (一定の議決権を有する社員、評議員に対して)

(2) 社員総会・評議員会・理事会の議事録 (社員、評議員、債権者に対して)

FAQ 早見表 (V・VI) : 本表は FAQ 答に対し要約・並べ替え・加筆等を行っております。必要に応じて FAQ 原文をご確認ください。	
<p>問VI - 5 - ③ (作成すべき書類等)</p> <p>公益法人は、事業年度途中で<u>補正予算を組む場合</u>、行政庁に提出する必要があるのでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 公益法人が行政庁に提出する予算は、事業年度開始前に作成し備え置く収支予算書であり、事業年度途中で組んだ補正予算をすべて行政庁に提出することまでは求められていません。</p> <p>2 ただし、変更認定又は変更届出の際には変更に係る収支予算書も提出の必要があります。</p>

(注) **ガイド** : 公益認定等ガイドライン、**基準注解** : 公益法人会計基準注解、**運用指針** : 公益法人会計基準の運用指針、**26 年度報告** : 会計研究会平成 26 年度報告、**27 年度報告** : 会計研究会平成 27 年度報告

別表H簡便版による算出のイメージ例

※本資料は、別表H簡便版により算出することとした場合のイメージ例として作成したものであり、このような様式となることを示すものではありません。

別表H簡便版（イメージ例）

当事業年度の公益目的取得財産残額を、前事業年度の公益目的取得財産残額＋当期の正味財産増減額（一般・指定正味財産の公益目的事業会計分）± α （以下の③～○）で計算します。（公益認定されて初めての年度は、この表によらず、別表Hで算出してください。）

前事業年度の公益目的取得財産残額

① 35,000,000

3 ページの正味財産増減計算書内訳表(公益財団法人)の科目

当事業年度の正味財産増減額
（一般・指定の公益目的事業会計分）

② Δ 2,032,605

(ア)(イ)より

○時価評価法を用いている場合で投資有価証券の時価評価損益がある場合はその額を記入してください。
（評価損は＋、評価益は－にする）

③ (－) 2,200,000

(ウ)(エ)より

○以下の場合があれば、それぞれの額を記入してください。

- ・他の公益法人に、公益目的事業会計以外から寄附を行った場合
→当該寄附の額

④ 0

- ・公益認定される以前から不可欠特定財産を保有している場合であって、その不可欠特定財産の価値を増加させた場合
→当該価値の増加額

○ 0

当事業年度の公益目的取得財産残額

①～○の計

30,767,395

当年度において、以下のことがあった場合には、この表は使用せず、別表Hにより算出してください。

- 公益目的保有財産を公益目的保有財産以外の財産とした

(参考)別表Hにより算出した場合

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額 (2欄+14欄-20欄)	1	8,767,395 円
-----------------------------------	---	-------------

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	13,550,000 円
-------------------	---	--------------

当該事業年度に増加した公益目的事業財産		
損益計算書(公益目的事業会計)上の数値		
寄附を受けた財産の額	3	13,200,000 円
交付を受けた補助金等	4	0 円
公益目的の事業に係る対価収入	5	50,000,000 円
収益事業等から生じた利益のうち公益目的の事業財産に繰り入れた額	6	762,195 円
社員が支払った経費の額 【公益社団法人のみ記載】	7	0 円
公益目的保有財産の運用益等 (5欄に算入した額を除く)	8	804,200 円
公益目的の事業に係る引当金の取崩額	9	円
その他の数値		
公益目的保有財産に係る調整額 (22欄-21欄)(マイナスの場合は零)	10	0 円
合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11	0 円
認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12	0 円
3欄~12欄の他、定款等の定めにより公益目的の事業財産となった額	13	1,000 円
当該事業年度に増加した公益目的の事業財産の合計額 (3欄~13欄の合計)	14	64,767,395 円

PLの(E)、(G)、(K)より

PLの(F)より

別表C(1)の17+18-22欄
又はPLの(I)より

当該事業年度の公益目的事業費等		
損益計算書(公益目的事業会計)上の数値		
公益目的の事業費の額 (財産の評価損等の調整後の額)	15	69,000,000 円
15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16	0 円
15欄、16欄の他、公益目的の事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17	0 円
15欄~17欄の他、他の公益法人の公益目的の事業のために寄附した財産の価額	18	0 円
その他の数値		
公益目的保有財産に係る調整額 (21欄-22欄)(マイナスの場合は零)	19	550,000 円
PLの(J)より		
PLの(A)~(D)より		
PLの(H)より		
当該事業年度の公益目的の事業費等の合計額 (15欄~19欄の合計)	20	69,550,000 円

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21	22,000,000 円
----------------------------------------	----	--------------

別表C(2)計(A)より

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財産残額(1欄+21欄)	24	30,767,395 円
--------------------------------	----	--------------

【参考数値】

前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	21,450,000 円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	0 円

正味財産増減計算書内訳表(公益財団法人)【例】

自平成x1年 4月 1日 ~ 至平成x2年 3月 31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引 消去	合計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					
基本財産受取利息	(A) 3,000	0	1,500	0	4,500
基本財産受取配当金	(B) 500,000	0	250,000	0	750,000
特定資産運用益					
特定資産受取利息	(C) 1,200	0	0	0	1,200
特定資産受取配当金	(D) 300,000	0	0	0	300,000
受取会費					
賛助会員受取会費	(E) 5,000,000	0	2,000,000	0	7,000,000
事業収益					
〇〇事業収益	(F) 50,000,000	15,000,000	0	0	65,000,000
受取寄付金					
受取寄付金	(G) 1,000,000	0	300,000	0	1,300,000
受取寄付金振替額	8,000,000	0	150,000	0	8,150,000
雑収益					
受取利息	(H) 1,000	0	500	0	1,500
経常収益計	64,805,200	15,000,000	2,702,000	0	82,507,200
(2) 経常費用					
事業費					
役員報酬	69,000,000	13,000,000	0	0	82,000,000
給料手当	省略	省略	0	0	省略
.....					
管理費					
役員報酬			3,000,000	0	3,000,000
給料手当			省略	0	省略
.....					
経常費用計	(I) 69,000,000	13,000,000	3,000,000	0	85,000,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,194,800	2,000,000	△ 298,000	0	△ 2,492,800
基本財産評価損益等					
特定資産評価損益等	2,000,000	0	1,000,000	0	3,000,000
投資有価証券評価損益等	△ 500,000	0	0	0	△ 500,000
.....	△ 50,000	0	0	0	△ 50,000
評価損益等計 (ウ)	1,450,000	0	1,000,000	0	2,450,000
当期経常増減額	△ 2,744,800	2,000,000	702,000	0	△ 42,800
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	(J) 762,195	△ 762,195	0	0	0
当期一般正味財産増減額 (ア)	△ 1,982,605	1,237,805	702,000	0	△ 42,800
一般正味財産期首残高					65,000,000
一般正味財産期末残高					64,957,200
II 指定正味財産増減の部					
受取寄付金	(K) 7,200,000	0	500,000	0	7,700,000
基本財産評価益	1,000,000	0	500,000	0	1,500,000
特定資産評価損	△ 250,000	0	0	0	△ 250,000
一般正味財産への振替額	△ 8,000,000	0	△ 150,000	0	△ 8,150,000
当期指定正味財産増減額 (イ)	△ 50,000	0	850,000	0	800,000
指定正味財産期首残高					25,000,000
指定正味財産期末残高					25,800,000
III 正味財産期末残高					
					90,757,200

(公益目的事業会計の勘定科目と金額の説明)

※1 一般正味財産増減の部の基本財産運用益と特定資産運用益には、指定正味財産を財源とする投資有価証券の運用益を含んでいる。

※2 評価損益等はすべて投資有価証券の評価損益であり、当事業年度は投資有価証券の売却損益は発生していない。